

## 守口市民間保育士等確保支援事業 PR 業務委託 仕様書

### 1 委託業務の名称

守口市民間保育士等確保支援事業 PR 業務委託

### 2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 業務の目的

本市では、市内の認定こども園及び保育所に新卒で採用された保育士・幼稚園教諭・保育教諭に対し、就労促進給付金として、1年間に合計で40万円の補助を実施する「守口市民間保育士確保支援事業補助金」を始めとした、様々な保育人材の確保に資する施策を実施している。

本業務委託は、同補助金の周知や市の保育人材確保の取組及び保育の仕事の魅力を発信するPRを行い、市内事業者の保育人材の確保を支援することを目的とする。

### 4 業務委託内容

#### (1) 特設サイト運営

受託者は、本市の保育人材の確保に資する情報を掲載する特設サイトを作成し、次に掲げる業務を行うこと。なお、掲載内容については本市の確認を受けた上で、掲載用データを納品し、又は本市の指示に従い掲載を行うものとする。

ア 特設サイトの設置

イ 新規記事又は特集ページの企画及び作成

ウ 掲載用原稿、見出し、説明文、画像、バナーその他必要素材の作成

エ 利用者が就職支援情報、施設情報、相談窓口その他必要な情報へ遷移しやすい構成の提案

オ 必要に応じた軽微な改修、導線改善その他掲載支援

カ メール配信等によるPR情報のプッシュ型配信

キ その他本市が必要と認める業務

#### (2) 広報媒体の企画及び制作

受託者は、本市の保育人材確保に関する情報を発信するため、次に掲げる広報媒体を企画し、制作すること。なお、広報媒体については、必要に応じ、既存素材の更新又は再編集による対応を可とする。広報媒体の仕様、部数、サイ

ズ、納品形式その他必要な事項は、本市と協議の上、決定するものとする。

ア ポスター

イ チラシ

ウ リーフレット

エ ウェブ掲載用バナー画像、図版その他必要な画像素材

オ 説明会、相談会、就職イベント等で使用する資料

カ その他本市が必要と認める媒体

### (3) 広報媒体の印刷・配布等

受託者は、守口市民間保育士等確保支援事業の PR を目的とした (2) のポスター、チラシ及び本市が指定するチラシ等を印刷し、就職フェア会場内の事業 PR ポスター・チラシの配布及び掲示、関西エリアの養成校へのチラシ郵送及び駅構内等の交通広告への掲示・配布を行うこと。

規格、印刷部数、配布及び掲示先については、市と協議の上決定すること。

### (4) 冊子を活用した PR の実施

受託者は、守口市民間保育士等確保支援事業の PR を行うため、冊子を作成し、配布すること。規格、印刷部数、配布先については、市と協議の上決定すること。

PR に使用する冊子は新しく作成することを基本とするが、既に求職者向けの情報冊子を作成・配布しており、既存の冊子を活用することが PR のために有効と認められる場合には、当該冊子を活用することも可能とする。

### (5) SNS 等を活用した誘導広報

① 受託者は、対象者への効果的な到達及び特設サイト等への誘導を図るため、SNS、ジオターゲティングを活用したウェブ広告その他適切な媒体を活用した広報を企画し、実施すること。活用する媒体には、次に掲げる SNS を 1 つ以上含むこと。

ア Instagram

イ TikTok

ウ X

② 受託者は、使用媒体、配信対象、配信時期、配信内容、想定効果その他必要事項を整理した上で、本市に提案し、承認を得た上で実施するものとする。

③ 投稿文案、画像その他発信内容については、事前に本市の確認を受けること。

### (6) 追加提案事項

(1) から (5) に掲げる業務に加え、本事業の目的の範囲内で、本市の保育士人材確保支援に係る取組を企画し、実施すること。業務内容は、守口

市民間保育士等確保支援事業 PR 業務委託プロポーザルにおいて提案した事項を踏まえ、市と協議の上決定すること。

## 5 報告書等の作成

受託者は、本業務終了後、速やかに、本業務の実施状況及び成果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、本市に提出した上で、完了検査を受けるものとする。受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

効果測定の方法については、市と協議の上決定することとするが、PR 事業の対象者に対するアンケート調査は必須とする。

- ア 実施内容
- イ 制作物一覧
- ウ 掲載実績
- エ 効果測定結果
- オ 課題及び改善提案
- カ その他本市が必要と認める事項

## 6 委託料の支払い

市は、検査を実施し、検査に合格した場合、受託者に委託契約書に定める委託料を支払うものとする。

## 7 成果物

(1) 受託者は、本業務に係る成果物として、次に掲げるものを提出すること。

- ア 業務計画書（受託者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を本市に提出し、承認を得なければならない。）
- イ 制作した広報媒体一式
- ウ 特設サイト等掲載用原稿、画像、バナーその他掲載素材一式
- エ 記事コンテンツ一式
- オ 効果測定資料
- カ 実績報告書
- キ その他本市が必要と認めるもの

(2) 成果物の納品形式は、原則として次のとおりとする。

- ア 文書：PDF 及び編集可能な電子データ
- イ 画像：JPEG、PNG その他本市が指定する形式
- ウ 印刷用データ：AI、PDF その他本市が指定する形式
- エ 分析資料：PDF、Excel その他本市が指定する形式

(3) 成果物の納品時期及び納品方法は、本市と協議の上、決定する。

#### 8 その他留意事項等

- (1) 業務遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを行うこと。
- (2) 成果品及び本業務で作成されたデータ等の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、常に本市からの連絡を受け取れる状態とし、本市から打合せ等の申し出があった場合は、誠実に対応すること。